

西三河都市計画地区計画の決定（刈谷市決定）

都市計画天王町地区計画を次のように決定する。

名 称		天王町地区計画				
位 置		刈谷市天王町 5 丁目、6 丁目、7 丁目の各一部				
面 積		約 1.7 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は都市計画マスタープランにおいて、住宅地区として住環境の維持・向上と低未利用地の積極的な活用を図るとともに、スポーツなどを通じた交流や健康増進などの市民が気軽にスポーツに親しめる環境の形成を図ることを目的としたスポーツ・レクリエーション拠点に位置づけている。</p> <p>また、本市には国内最高レベルの実力を持つスポーツチームが数多くあることを活かし、スポーツマスタープランにおいて、スポーツを通じた魅力あるまちづくりを目指している。</p> <p>そこで、本地区において、企業宿舎跡地の未利用地を活用し、良好な住環境を創出するとともに、周辺の住環境との調和を図りながらスポーツ施設を誘導し、スポーツ・レクリエーション拠点の更なる充実を図ることを目的とする。</p>				
	土地利用に関する基本方針	<p>地区計画の目標を達成するため、区域を「スポーツ振興地区」、「住宅地区」の2地区に区分し、それぞれ次の方針に基づいた土地利用を図る。</p> <p>1 スポーツ振興地区 市民が気軽にスポーツに親しめる環境の形成を推進するため、周辺住宅地との調和を図りながら、スポーツ振興に寄与するスポーツ施設を立地し、スポーツを通じた交流や地域の活性化および運動に親しめる環境形成に資する取組みを図る。</p> <p>2 住宅地区 良好な都市基盤の確保とゆとりある住環境の確保を図る。</p>				
	都市基盤施設及び地区施設の整備方針	スポーツ施設と周辺の住環境との調和を図るとともに、地区外へのスムーズなアクセスが図れるよう施設を配置する。				
	建築物等の整備方針	<p>[スポーツ振興地区] 周辺の住環境と調和を図りながらスポーツ振興地区としてふさわしい建築物や施設を誘導するため、建築物等の用途の制限と壁面位置の制限及び建築物等の高さの最高限度の制限を行う。</p> <p>[住宅地区] ゆとりある良好な住環境を確保するため、建築物等の用途の制限と建築物の敷地面積の最低限度の制限及び建築物等の高さの最高限度の制限を行う。</p>				
再開発等促進区	面 積	約 1.3 ha				
	主要な公共施設の配置及び規模 (法第12条の5第5項第1号の施設)	緑地	名 称	面 積	配 置	
緑地1号	約 630 m ²		計画図表示のとおり			
地区施設の配置及び規模		道路	名 称	幅員	延 長	配 置
			道路1号	6 m	約 370m	計画図表示のとおり
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	スポーツ振興地区		住宅地区	
		地区の面積	約 1.3 ha		約 0.4 ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>			<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 公衆浴場</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	—			160 m ²	
	壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する敷地の境界線から、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 1号壁面においては、3.5m以上とする。</p> <p>2 2号壁面においては、2.0m以上とする。</p>			—	
建築物等の高さの最高限度	20m					

「区域、再開発等促進区、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

低・未利用地を活用し、良好な住環境を創出するとともに、周辺の住環境との調和を図りながらスポーツ施設を誘導し、スポーツ・レクリエーション拠点の更なる充実を図るため、地区計画を定めるものである。